

工事・作業許可申請の手引き

令和 7 年 6 月

対馬海上保安部
比田勝海上保安署

目次

1.	工事・作業の許可申請について	3
2.	申請が必要な港及び申請先	3
3.	許可対象となる工事又は作業	4
4.	申請者	4
5.	申請時期	5
6.	申請書の様式及び記載要領等	5
7.	港則法適用港以外での工事・作業	10
8.	工事・作業許可申請書様式（第9号様式）	11
9.	緊急連絡体制（例）	12
10.	使用船舶一覧（例）	13
11.	警戒船調書（例）	14
12.	工事・作業許可申請書様式（期間延長）	15
13.	工事・作業許可申請書様式（内容変更）	16
14.	使用船舶（潜水土）変更（追加）届	17

<参考資料：港則法の適用海域を示す略図>

(1)	厳原港（特定港）	18
(2)	豆酲港（適用港）	18
(3)	比田勝港（適用港）	19
(4)	佐須奈港（適用港）	19

1 工事・作業の許可申請について

港則法第31条第1項及び同法第45条の規定により、港則法の適用を受ける港内又は港の境界付近で工事・作業をする場合は、港長等の許可を受ける必要があります。

本条の規定に違反し、許可を受けずに工事又は作業をしたものは3ヶ月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金に処せられます。（行為者のほか、法人等も処罰の対象となります）

2 申請が必要な港及び申請先

対馬海上保安部、比田勝海上保安署管内の港則法に基づく港別の申請先は、次のとおりです。申請は窓口への持参、郵送又は電子メールにて受け付けています。受付時間は平日の午前8時30分～午後5時までです。（電子メールで申請する場合は下記問い合わせ先までご連絡ください）

なお、許可書については、電子メールでの交付はできませんので、窓口で直接受け取りに来ていただくか、返信用封筒をご準備頂く必要があります。

【申請先】

部署名	申請が必要な港	申請書記載の宛先
対馬海上保安部交通課	厳原港	厳原港長
	豆酥港	対馬海上保安部長
比田勝海上保安署	比田勝港	対馬海上保安部長
	佐須奈港	

【工事・作業に関する問い合わせ先】

対馬海上保安部交通課 〒817-0016 長崎県対馬市厳原町東里341-2 電話 0920-52-0643
比田勝海上保安署 〒817-1701 長崎県対馬市上対馬町比田勝 1000-23 電話 0920-86-2113

3 許可対象となる工事又は作業

具体的な例として、次のようなものが工事又は作業に該当します。

- (1) 航路、泊地等の浚渫
- (2) 防波堤の設置、改良工事
- (3) 岸壁・棧橋等の設置、補修工事
- (4) 定置網の設置、のりひび、かき筏、真珠貝養殖筏等の設置、漁礁の設置
- (5) 採水、採泥及びボーリング調査
- (6) 潜水調査
- (7) 磁気探査

なお、船内において行われる清掃作業など当該行為の及ぼす影響が当該船内に限られるもの、港内の船舶交通を阻害するおそれがない行為、船舶の離着岸及び荷役作業など港内で通常行われる行為等については工事又は作業に該当しません。

ただし、起重機船等のアンカーワイヤーを展張して海域を占有して行う荷役については通常の荷役形態とは異なることから、作業に該当する場合があります。

前に示した工事・作業については一例ですので、許可の要否については必ず申請先の海上保安部署までお問い合わせください。

「工事」とは・・・施設の築造、海底の掘り下げ、埋立て等、その場所に将来施設その他痕跡を残すもの、あるいは形状に変更をきたすもの
「作業」とは・・・潜水調査、潮流観測、磁気探査、沈下物の引揚げ等、その場所に痕跡を残さないもの、あるいは形状の変更をきたさないもの

4 申請者

申請者（「工事又は作業をしようとする者」）とは、工事又は作業を実際に施工する責任者並びに指揮監督の権限を有する者のことであり、請負契約を結んで施工の実施が一任される場合には、請け負った元請業者が該当することになります。

5 申請時期

工事・作業許可申請は行政手続法により定めることとされている通常処理に要する期間（標準処理期間）を１ヶ月としています。

この標準処理期間は、港長等が工事・作業内容の審査と周知に通常必要とする期間です。申請は、原則として着工の１ヶ月前に申請をお願いします。

海難救助、緊急の災害復旧等の工事・作業等、緊急の場合は、海上保安部署までご相談ください。

6 申請書の様式及び記載要領等

第９号様式により、１部提出してください。

（１）記載要領

様式の項目順に具体的に記載してください。項目内に収まらない場合は別紙に記載して添付してください。

（２）申請者

住所（会社所在地）、氏名（会社名）、電話番号等を記載してください。
申請書への押印は不要です。

（３）目的及び種類

単に契約件名を記載するのではなく、具体的に記載してください。

- 例１：〇〇発注の〇〇港改修工事による〇〇岸壁築造工事（床堀、基礎捨石、ケーソン据え付け、上部工）

例２：〇〇発注の〇〇港改修工事のうち、簡易磁気探査及びボーリング地質調査

例３：〇〇発注の〇〇岸壁の潜水目視調査

例４：〇〇発注の〇〇岸壁改修工事にかかる鋼管杭打設工事

例５：〇〇発注の〇〇漁港機能強化工事に伴う深淺測量

(4) 期間及び時間

期間は契約期間ではなく、実際に海上工事等を実施する期間を記載し、工事等を行う時間を記載してください。なお、予備日を設定する場合は予備日が分かるように記載してください。

例 1 : 期間の記載例

期間 : 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

(予備日 : 〇月〇日～〇月〇日)

例 2 : 作業日数が決まっている場合の記載例

期間 : 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 (内 1 日間)

例 3 : 時間の記載例

時間 : 日出～日没

時間 : 09 : 00～17 : 00

(5) 区域又は場所

岸壁や北緯、東経による位置で明示し位置図を添付してください。

例 1 : 場所が岸壁上又は岸壁付近である場合

〇〇港第〇〇岸壁地先

例 2 : 場所が海上の区域である場合

次の 4 点を結ぶ区域内

1. 北緯〇〇度〇〇. 〇分、東経〇〇度〇〇. 〇分

2. 北緯〇〇度〇〇. 〇分、東経〇〇度〇〇. 〇分

3. 北緯〇〇度〇〇. 〇分、東経〇〇度〇〇. 〇分

4. 北緯〇〇度〇〇. 〇分、東経〇〇度〇〇. 〇分

(6) 方法

工事・作業の施工方法は、安全対策の確認に必要となることから、工程に従い順序良く、図面等を用いて具体的に解りやすく記載してください。

図面には警戒船、作業船等の配置、作業船のアンカーの展張状況、標識の設置状況等を記載してください。

(7) その他

安全対策、使用船舶、緊急連絡体制等、工事・作業の参考となる事項について記載してください。

① 安全対策について

工事・作業に伴う海域利用者への周知、標識の設置、警戒船配置などの安全対策については、以下のような事項に注意してください。

【周知】

- ・ 工事・作業の実施前には海域利用者及び通航船舶等に対し予め十分な周知、調整を行ってください。
- ・ 海域利用者との調整は、許可申請前に済ませてください。
- ・ 申請書に同意書の添付は必要ありません。

例：本件工事に先立ち、〇〇漁業協同組合、〇〇フェリー株式会社等の海域利用者へ事前周知、協力依頼を行い事故防止に努めます。

【工事区域や工作物の明示】

- ・ 工事区域の設定にあつては工事の施工、安全の確保に必要な区域を設定してください。
- ・ 夜間点滅灯を設置する場合は規格（灯質、光達距離等）、個数、管理方法等を明示し、設置位置を図面上にも記載してください。
- ・ 工事用の灯火は原則、黄色を使用してください。
- ・ 起重機船等のアンカーワイヤーを展張する場合には海域を占用する範囲（アンカーの投錨位置まで）を明示した図面を添付してください。
- ・ 船舶の通航実態に応じて、アンカーワイヤー等の水深を明示する標識を設置してください。
- ・ 海上に台船、鋼管杭等を設置する場合は、夜間に航行する船舶の衝突事故防止の観点から、灯浮標などにより明示してください。
- ・ 万一流出した場合に備え、灯浮標等には社名や連絡先を記載してください。

例 1：工事区域に灯浮標（黄色○秒○せん光、光達距離○km）計○基を設置し明示します。

例 2：起重機船のアンカーワイヤーの水深○mを確保する位置に水深明示ブイを設置します。

例 3：台船の四隅には点滅灯を設置します。

【警戒船等】

- ・警戒船の業務については、「工事作業等の警戒業務の手引き」に従って行ってください。（海上保安庁ホームページに掲載）
- ・潜水作業（潜水作業の範囲が岸壁付近に限られる場合等を除く）や可航水域が狭められる工事、その他危険度が高い工事・作業については、原則警戒船の配備が必要となります。
- ・警戒船には必要な設備を装備してください。警戒船の設備の確認のため、申請書には警戒船調書を添付してください。
- ・警戒船については、連絡設備（無線又は携帯）、監視機材（双眼鏡）、注意喚起器材（拡声器、赤旗（1m×1m））、表示器材（警戒船と識別できる横断幕又は表示板）の設備は必ず装備してください。海域の状況を踏まえて、その他必要な装備をしてください。
- ・警戒船には、船長以外に警戒船講習会を受講した専従の警戒要員を1名以上乗船させてください。
- ・警戒船を配備しない工事・作業については陸上や作業船上に警戒要員を配置してください。

例1：工事中は警戒船1隻を配備し、工事区域に接近する船舶等に対し拡声器、赤旗等を使用して、注意喚起及び情報提供を行います。

例2：測量作業中は作業船上に専従の警戒要員を配置し、接近する船舶がある場合には作業を一時中断して避航します。

例3：潜水作業中は岸壁上に専従の警戒要員を配置し、接近する船舶がある場合には拡声器、赤旗等を使用して注意喚起します。

【潜水作業】

潜水作業時には、国際信号書に定めるA旗を表す信号板の掲揚、船上と潜水土との連絡体制（水中電話や信号索等）を確保してください。

例：潜水作業時は、潜水土船（岸壁）上に国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲揚するとともに、水中電話により潜水土と船上作業員の連絡手段を確保します。

【水底土砂の安全性】

水底土砂の処分（埋立・覆砂等の再利用を含む）については、環境汚染防止の観点から、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」等に

基づく判定基準に従う必要があります。

したがって、海域への排出を伴う水底土砂の浚渫作業時には排出基準を確認して施工することを明記してください。

また、浚渫土砂を陸揚げ処分する場合にはその旨を記載してください。

例 1：浚渫作業前には、浚渫予定箇所の水底土砂を分析のうえ、有害物質を含まないことを確認して実施します。

例 2：浚渫土砂については陸揚げし、法令に従い適正に処分します。

【気象・海象の中止基準】

使用船舶の能力、施工方法等により、風速、波高、視程等による工事作業の中止基準を具体的に設定してください。

例：気象情報の入手に努めるとともに、以下の基準に該当する場合は作業を中止します。

風速〇メートル以上、波浪〇メートル以上、視程〇メートル以下、
〇〇警報が発令された場合

【その他の事項】

工事作業の内容に応じて以下の事項についても記載してください。

- ・濁りが発生する工事・作業における汚濁防止膜の展張の有無
- ・資機材の落下等のおそれがある場合の予防措置
- ・土砂等散乱するおそれのある物の積卸しの際の海上への脱落防止措置
- ・海上作業員の保護具（救命胴衣、安全帽）の着用

② 工事・作業に使用する船舶、潜水土等について

使用船舶一覧、潜水土一覧、警戒船一覧等にまとめて記載してください。

一覧表を提出頂ければ、船舶検査証書や各種免状等の写しの提出は必要ありません。添付書類を少なくするため、極力一覧表にまとめて記載をお願いします。

③ 連絡網及び担当者等の連絡先

事故発生等、緊急事態時の関係先への連絡系統を明確にする他、工事責任者、現場責任者、担当者等の氏名、連絡先電話番号等を明記してください。

(8) 工事・作業内容等の変更

許可を受けた後に施工方法等を変更する場合は変更の許可申請が必要です。工事・作業期間の延長についても同様に許可申請が必要となります。

また、使用船舶、潜水土に追加・変更が生じた場合は、追加・変更届の提出が必要となります。

7 港則法適用海域以外での工事・作業

港則法適用海域以外での工事・作業については港長への許可申請、届出の必要はありません。

工事の周知として資料をご提出頂ける場合には「作業届」ではなく、「作業のお知らせ」等の名称をお願いします。（単に工事周知用のリーフレットのみでも構いません）

第 9 号 様 式

不要な文字は削除してください

(工 事 ・ 作 業 又 は 行 事) 許 可 申 請 書

厳原港長または
対馬海上保安部長あて

年 月 日

殿

(特 定 港 以 外 の 港 に あ っ て は 、 管 轄 の 海 上 保 安 部 長 に 送 付 し て 頂 け る こ と と し ま す)

住所（会社所在地）、氏名（会社名）、電話番号を記載してください。押印は不要です。

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

2 期間及び時間

3 区域又は場所

(区 域 を 示 す 図 面 を 添 付 す る こ と 。)

4 方 法

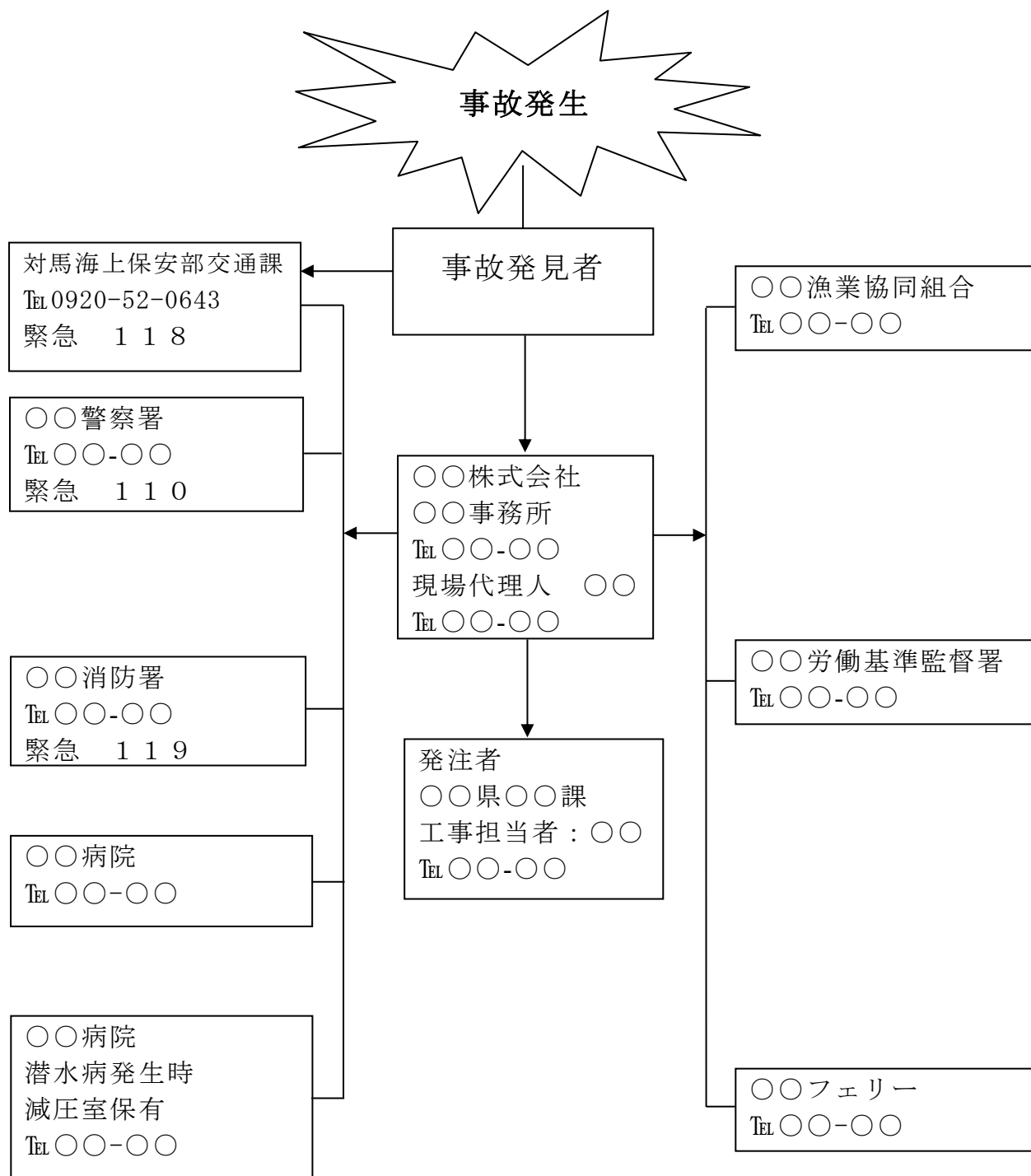
(火 薬 類 を 使 用 す る 場 合 は 、 そ の 旨 明 記 す る こ と 。)

5 そ の 他

(標 識 、 警 戒 要 領 そ の 他 船 舶 に 対 す る 事 故 防 止 措 置 等 に つ い て 記 載 す る こ と 。)

緊急連絡体制（例）

【緊急時連絡系統図】



使用船舶一覧（例）

船名	船舶番号 又は船舶 検査済票 の番号	船籍港 又は定 係港	総トン 数又は 船舶の 長さ	用途	船舶所 有者	航行 区域	最大搭 載人員	船舶検 査証書 の有効 期間	船長 名	船長海技 免状の種 類・有効 期間	船舶電 話又は 連絡手 段

警戒船調書（例）

船 名			
総トン数	トン	速力	ノット
乗組員数		名	
船舶所有者			
住 所			
氏 名			
船 長			
住 所			
氏 名			
警戒要員			
氏 名		生年月日	
受講年月日及び受講証番号			
連絡設備			
トランシーバー	有	無	V H F
船舶電話	有	無	(番号)
監視器材			
双眼鏡	有	無	レーダー
注意喚起器材			
拡声器	有	無	ハンドマイク
手旗	有	無	赤旗
表示器材			
探照灯	有	無	
警戒船表示板	有	無	(m × m)
標識旗（緑黄緑）	有	無	(m × m)

※連絡設備（無線又は携帯）、監視機材（双眼鏡）、注意喚起器材（拡声器、赤旗（1m×1m））、表示器材（警戒船と識別できる横断幕又は表示板）の設備は全ての警戒船が装備してください。その他の設備については海域の状況に応じて装備してください。

※警戒船講習会受講証の写しの添付は不要です。

※警戒船の装備品等が分かるように記載事項を一覧表にしたものでも可です。

工 事 ・ 作 業 許 可 申 請 書（期間延長）

厳原港長または
対馬海上保安部長あて

令和 年 月 日

〇 〇 殿

厳原港長または
対馬海上保安部長

申請者所属・氏名

〇〇許可第〇号（令和〇年〇月〇日）をもって許可をうけた〇〇工事（又は作業）
について、下記のとおり期間延長を申請します。

記

1 理由

2 期間及び時間

当 初：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（日出～日没）

変更後：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日（日出～日没）

3 その他

施工方法及び安全対策に変更がない旨を記載。施工方法等に変更がある場合には内容変更の申請が必要です。

工事・作業許可申請書（内容変更）

厳原港長または
対馬海上保安部長あて

令和 年 月 日

〇 〇 殿

申請者所属・氏名

1 目的及び種類

2 期間及び時間

既 許可期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日（日出～日没）

内容変更期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日（日出～日没）

3 区域又は場所

施工区域に変更がある場合は、変更後の施工区域が分かるように、図面を添付。変更がない場合はその旨を記載。

4 方 法

施工方法に変更がある場合は、変更後の施工方法が分かるように記載。変更がない場合はその旨を記載

5 そ の 他

（１）安全対策

安全対策に変更がない場合はその旨を記載。

（２）変更理由

（３）既許可番号

厳原港長または
対馬海上保安部長

令和 年 月 日付 〇〇第 号

内容に応じて「使用船舶」、「潜水士」の文字を削除してください。

使用船舶・潜水士変更（追加）届

厳原港長または
対馬海上保安部長あて

令和 年 月 日

〇 〇 殿

厳原港長または
対馬海上保安部長

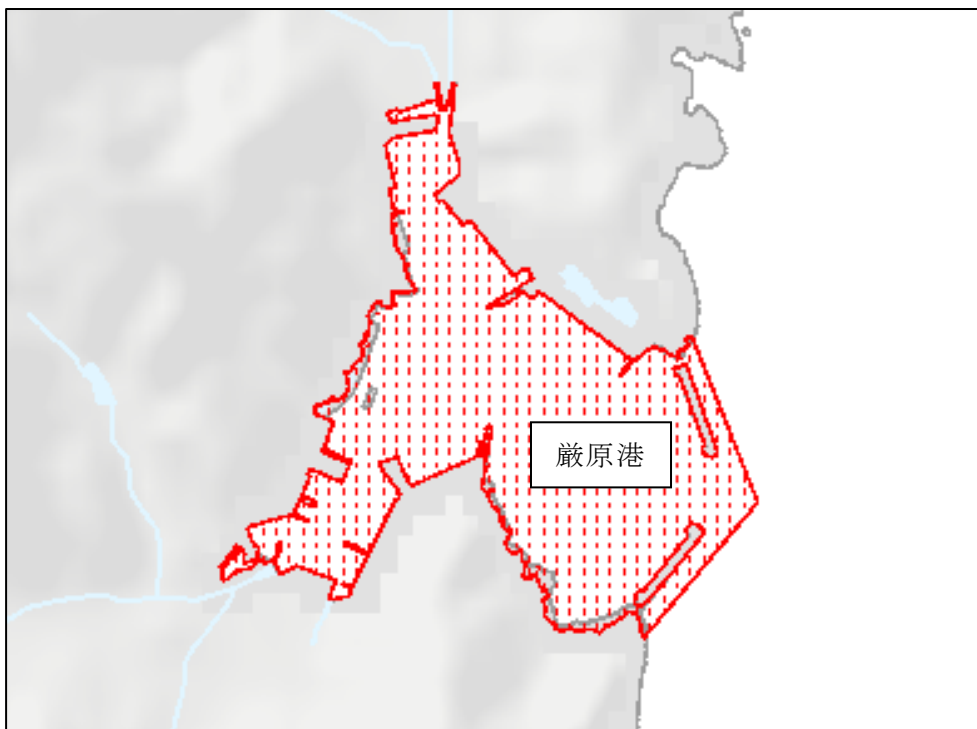
申請者住所
氏 名

〇〇 許可第〇号（令和〇年〇月〇日）をもって許可をうけた〇〇港〇〇工事（又は作業）について、使用船舶（または潜水士）を別紙のとおり変更（追加）するので、届出します。

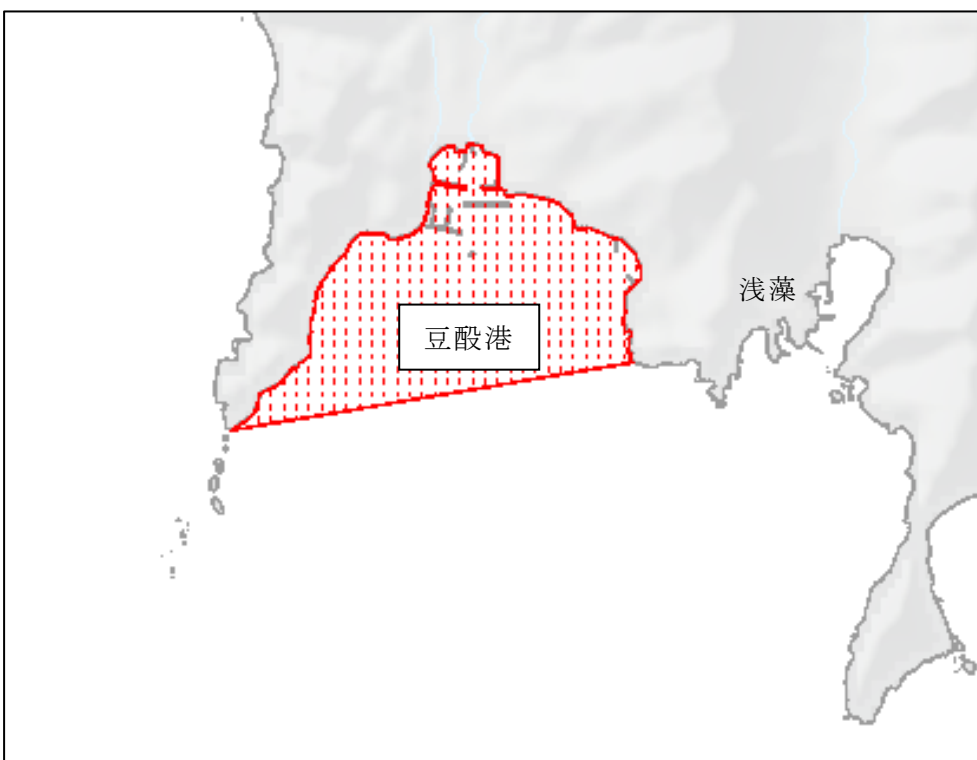
一覧表を添付

港則法の適用海域を示す略図

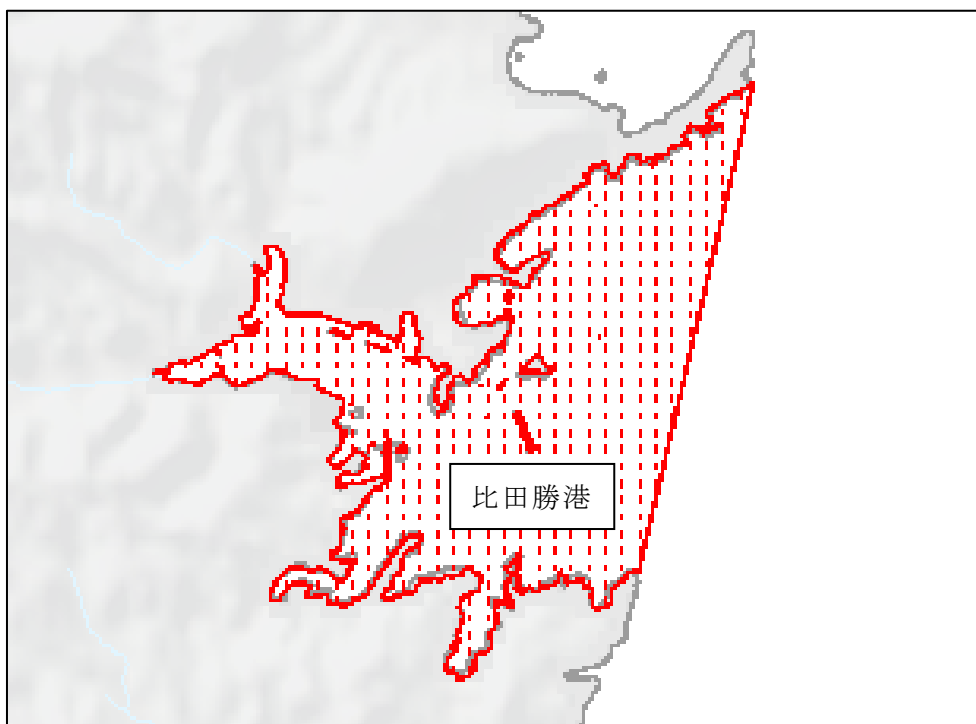
(1) 厳原港 (特定港)



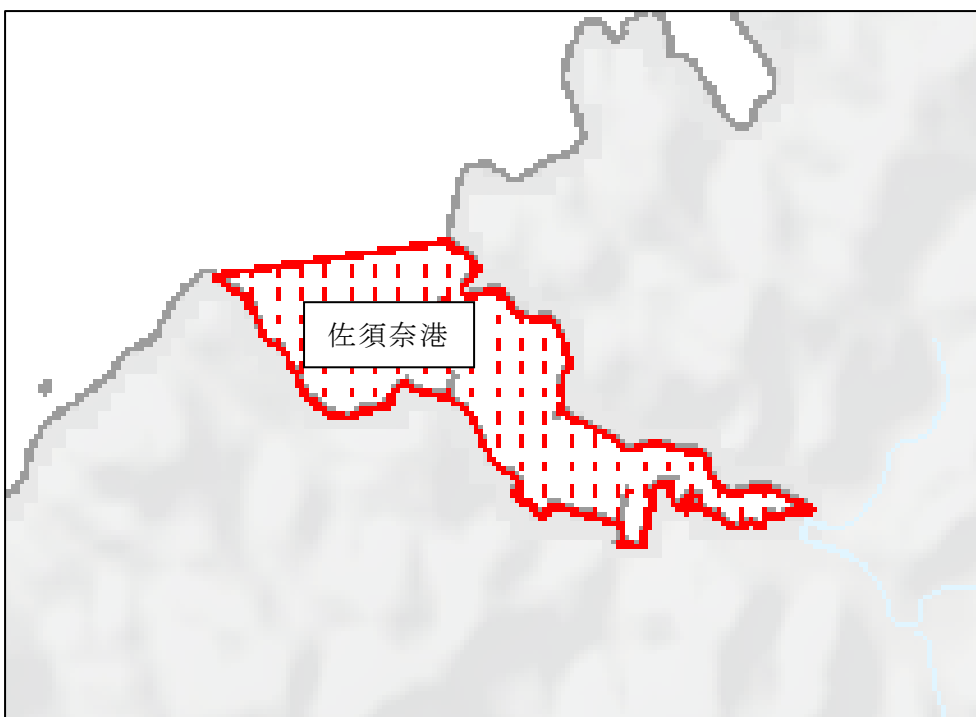
(2) 豆酏港 (適用港)



(3) 比田勝港 (適用港)



(4) 佐須奈港 (適用港)



本略図は海上保安庁「海しる（海洋状況表示システム）」により表示したものです。
インターネット上からどなたでも利用できます。（「海しる」で検索）